

地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

地方消費税交付金のうち消費税率引上げに伴う増収分（社会保障財源化分）については、その用途が「社会保障施策に要する経費」に限定されています。本市においては、下記の社会保障施策に要する経費の一般財源に広く充てています。

令和2年度決算

(歳入)

地方消費税交付金 648,826 千円
 (うち社会保障財源化分 **336,444** 千円)

(歳出)

社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳			
		特定財源		一般財源	
		国県支出金	その他		
社会福祉	障害者福祉事業	936,827	647,374	4,755	284,698
	高齢者福祉事業	204,114	4,066	31,171	168,877
	児童福祉事業	1,240,691	371,462	33,372	835,857
	母子福祉事業	78,317	26,517	81	51,719
	生活保護事業	351,136	250,204	0	100,932
	その他	195,705	11,708	0	183,997
	小計	3,006,790	1,311,331	69,379	1,626,080
社会保険	国民健康保険事業	330,332	115,314	0	215,018
	介護保険事業	652,225	41,615	0	610,610
	後期高齢者医療事業	718,836	102,838	19,750	596,248
	小計	1,701,393	259,767	19,750	1,421,876
保健衛生	診療所事業	64,840	0	0	64,840
	予防対策事業	147,565	10,113	21,614	115,838
	健康増進事業	2,812	1,445	0	1,367
	その他	89,842	10,741	12,151	66,950
	小計	305,059	22,299	33,765	248,995
合計	5,013,242	1,593,397	122,894	3,296,951	